

氏名	妻鹿 淳子
学位	博士
専門分野の名称	文化科学
学位授与番号	博甲第3370号
学位授与の日付	平成19年3月23日
学位授与の要件	文化科学研究科人間社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	近世の善事褒賞と家族・女性—岡山藩を中心にして—
学位論文審査委員	主査・教授 倉地 克直 教授 久野 修義 教授 新納 泉 京都橋大学文学部教授 横田 冬彦

学位論文内容の要旨

善事褒賞制度は、近世を通じて幕府や藩において広く実施されたが、それを全体的に論じた研究は皆無に等しい。また、褒賞記録を断片的に使用した研究は散見されるが、多くは史料批判が不十分である。幸い、池田家文庫には近世前期から後期にわたる褒賞関係史料が残されており、褒賞事例も豊富に収集することが可能である。本論文はこの池田家文庫の史料を駆使して、Ⅰ部では岡山藩の褒賞制度の変遷を明らかにし、Ⅱ部では褒賞事例と他の資料とを付き合わせながら、近世の家族と女性について論じたものである。

はじめには、従来の女性史研究の流れを概観し、特に近年研究が進んでいる歴史人口学との共同作業の意義と課題について指摘した。

Ⅰ部第1章では、岡山藩政前期に成立した『備陽善人記』を中心に、藩政前期における褒賞記録の編纂過程とその作成意図を解明している。また、『備陽善人記』については関連資料の詳細な分析を通じて作者を小原大丈軒と確定した。

第2章では、徳川幕府の『官刻孝義録』編纂に関連して、岡山藩の「孝行并奇特者」関係史料の成立過程と、『官刻孝義録』編纂の特質を明らかにした。また、『官刻孝義録』編纂にあたっては、藩の公式記録よりも家臣で儒者の湯浅新兵衛が作成した『備前国孝子伝』の事例が多く採用されており、『官刻孝義録』が事実の集積よりも庶民教化のための言説化に重点を置いたものであったことも指摘している。

第3章では、岡山藩の善事褒賞制度を全国的に位置付けるために、会津藩・熊本藩・金沢藩の場合を検討した。近世前期から孝子表彰を行い、藩域の「孝子伝」が編纂されていた会津藩や熊本藩は、『官刻孝義録』に事例が多く採用され、逆に金沢藩のように孝子表彰が少なく「孝子伝」も編纂されていないような藩では、採用が少ないことも指摘した。

第4章では、『官刻孝義録』以降も岡山藩では従来の方式で廃藩まで善事褒賞が続けられたこと、および明治4年以降はそれが岡山県に引き継がれたことを明らかにした。

Ⅱ部第1章では、岡山藩の褒賞事例を1748件抽出し、褒賞徳目の全体的な動向を概観して、近世前期と後期の違いについて明らかにした。

第2章では、近世前期の別家創出事例から天和・貞享期の農業経営の特質と支配的な相続形態が均分相続であることについて論じた。

第3章では、まず家族形態について検討し、近世前期から後期にかけて直系家族に傾斜していくことを明らかにし、その結果「孝」の実践が老親介護に収斂されることを指摘した。また、介

護については、男女の関わり方の差異、階層差などについても言及している。

第4章では、家の相続との関係で女性の位置と役割を、犯罪事例などと比較しながら論じた。そのなかで、「夫婦かけむかい」の男女像を具体的に明らかにした。

おわりにでは、『官刻孝義録』を使った先行研究の問題点を指摘するとともに、善事褒賞制度を幕藩制解体期の封建反動政策とする見解を批判し、近世社会に固有の制度として位置付けることを提唱した。

学位論文審査結果の要旨

本論文は2部からなり、Ⅰ部は池田家文庫の善事褒賞関係史料の書誌学的検討を通じた岡山藩における善事褒賞制度の研究、Ⅱ部は善事褒賞関係史料の事例をもとに近世の家族と女性の実態研究、という内容である。Ⅰ部を踏まえてⅡ部を展開するという研究方法は、本論文を史料批判を踏まえた実証的で堅実なものとしており、従来この分野では等閑にされていた問題の克服を目指したものとして高く評価できる。

そのうえで、本論文は以下の点で価値あるものと評価された。

第1に、池田家文庫に含まれる岡山藩の善事褒賞関係史料を全面的に再検討し、個々の史料の性格と史料相互の関係を解明したこと。これによって、当該史料群の体系的で確実な利活用が可能となった。

第2に、上記の作業を通じて岡山藩における善事褒賞制度の仕組みとその変遷を明らかにしたこと。近世期全般を通じた善事褒賞制度の解明は、他藩でも研究例がなく、史料的に恵まれたとはいえ、その成果は画期的である。とりわけ、在地での調査と上申、留方での整理と「書付」の作成、「善人記」の編集、という制度全体を史料研究から跡付けた点は評価できる。褒賞活動が領民教化のイベントとして行われる様子の復元も興味深い。

第3は、徳川幕府による『官刻孝義録』の編纂過程を幕府と藩との遣り取りを復元することで明らかにしたこと。あわせて会津藩・熊本藩・金沢藩の事例と比較検討することにより、全体的な動向の中で岡山藩の事例を位置付けることができた点も成果である。これらを通じて、幕府の政策意図や『官刻孝義録』の性格がより鮮明になった。

第4は、岡山藩研究においても従来全く注目されることのなかった19世紀の褒賞制度について解明し、その独自の意味を明確にしたこと。あわせて、近世期の制度が明治期の岡山県に引き継がれていく点についても分析を加え、明治の善事褒賞制度の特徴についても明らかにした。これは、近代の国民教育の研究にも示唆するところがあった。

第5は、近世の前半期と後半期の領民の生活実態の変化に応じて褒賞される善事の内容も変化することを明らかにしたこと。とりわけ、宗門改帳や藩法の分析を通じた農業経営・家族形態・相続形態の変化と褒賞事例の分析を関連付けて論じた点は、評価できる。

第6は、近世後半期には褒賞事例が老親介護に収斂されることを明らかにしたこと。あわせて、褒賞事例から老親介護の実態・男女の関わり方の差異などを指摘した点も評価できる。また、「孝」徳目が老親介護に収斂されることにより、「孝」徳目の本来の意義であった「家」の存続との間に矛盾を起すことを指摘した点も重要である。

第7は、後家の褒賞事例から近世庶民の「夫婦かけむかい」の男女関係について深めたこと。この点では犯罪記録と褒賞史料を付き合わせて理解しようとしたことが評価できる。

第8は、これまで全く指摘されることのなかった若者の褒賞事例を発掘し、その意味を近世後期社会の変化と関連付けて位置付けたこと。この点でも犯罪記録と関連付けて分析する方法が成果につながった。

他方、本論文は以下の点で不十分さを残していることも指摘された。

1つは、編纂された「善人記」が藩の領民支配にどのように活用されたか、またそれが領民に

はどのように受容されたかといった褒賞制度の機能や効果についての言及が十分でないこと。

2つは、「善人記」の内容と実態との乖離について基本的にはよく配慮されているが、一部に不徹底な箇所があり、史料批判についてより精査する必要があること。

3つは、善事褒賞制度を藩の領民支配政策全体のなかに位置付ける点は十分とは言えず、とりわけ研究史との関係では、支配思想論や民衆思想史研究との関連付けを意識的に行う必要があること。

こうした不十分さにもかかわらず、本論文は、従来の善事褒賞に関する研究水準を一挙に引き上げるものであり、近世女性史研究に裨益するところも大である。よって、博士論文にふさわしいと判定された。

本論文は2部からなり、I部は池田家文庫の善事褒賞関係史料の書誌学的検討を通じた岡山藩における善事褒賞制度の研究、II部は善事褒賞関係史料の事例をもとに近世の家族と女性の実態研究、という内容である。I部を踏まえてII部を展開するという研究方法は、本論文を史料批判を踏まえた実証的で堅実なものとしており、従来この分野では等閑にされていた問題の克服を目指したものとして高く評価できる。

そのうえで、本論文は以下の点で価値あるものと評価された。

第1に、池田家文庫に含まれる岡山藩の善事褒賞関係史料を全面的に再検討し、個々の史料の性格と史料相互の関係を解明したこと。これによって、当該史料群の体系的で確実な利活用が可能となった。

第2に、上記の作業を通じて岡山藩における善事褒賞制度の仕組みとその変遷を明らかにしたこと。近世期全般を通じた善事褒賞制度の解明は、他藩でも研究例がなく、史料的に恵まれたとはいえ、その成果は画期的である。とりわけ、在地での調査と上申、留方での整理と「書付」の作成、「善人記」の編集、という制度全体を史料研究から跡付けた点は評価できる。褒賞活動が領民教化のイベントとして行われる様子の復元も興味深い。

第3は、徳川幕府による『官刻孝義録』の編纂過程を幕府と藩との遣り取りを復元することで明らかにしたこと。あわせて会津藩・熊本藩・金沢藩の事例と比較検討することにより、全体的な動向の中で岡山藩の事例を位置付けることができた点も成果である。これらを通じて、幕府の政策意図や『官刻孝義録』の性格がより鮮明になった。

第4は、岡山藩研究においても従来全く注目されることのなかった19世紀の褒賞制度について解明し、その独自の意味を明確にしたこと。あわせて、近世期の制度が明治期の岡山県に引き継がれていく点についても分析を加え、明治の善事褒賞制度の特徴についても明らかにした。これは、近代の国民教育の研究にも示唆するところがあった。

第5は、近世の前半期と後半期の領民の生活実態の変化に応じて褒賞される善事の内容も変化することを明らかにしたこと。とりわけ、宗門改帳や藩法の分析を通じた農業経営・家族形態・相続形態の変化と褒賞事例の分析を関連付けて論じた点は、評価できる。

第6は、近世後半期には褒賞事例が老親介護に収斂されることを明らかにしたこと。あわせて、褒賞事例から老親介護の実態・男女の関わり方の差異などを指摘した点も評価できる。また、「孝」徳目が老親介護に収斂されることにより、「孝」徳目の本来の意義であった「家」の存続との間に矛盾を起こすことを指摘した点も重要である。

第7は、後家の褒賞事例から近世庶民の「夫婦かけむかい」の男女関係について深めたこと。この点では犯罪記録と褒賞史料を付き合わせて理解しようとしたことが評価できる。

第8は、これまで全く指摘されることのなかった若者の褒賞事例を発掘し、その意味を近世後期社会の変化と関連付けて位置付けたこと。この点でも犯罪記録と関連付けて分析する方法が成果につながった。

他方、本論文は以下の点で不十分さを残していることも指摘された。

1つは、編纂された「善人記」が藩の領民支配にどのように活用されたか、またそれが領民に

はどのように受容されたかといった褒賞制度の機能や効果についての言及が十分でないこと。

2つは、「善人記」の内容と実態との乖離について基本的にはよく配慮されているが、一部に不徹底な箇所があり、史料批判についてより精査する必要があること。

3つは、善事褒賞制度を藩の領民支配政策全体のなかに位置付ける点は十分とは言えず、とりわけ研究史との関係では、支配思想論や民衆思想史研究との関連付けを意識的に行う必要があること。

こうした不十分さにもかかわらず、本論文は、従来の善事褒賞に関する研究水準を一挙に引き上げるものであり、近世女性史研究に裨益するところも大である。よって、博士論文にふさわしいと判定された。